

令和元年度第3回小串警察署協議会会議録

開催日時	令和元年11月19日(火) 13:30から15:00まで	
開催場所	小串警察署 1階講堂	
出席者	委員	大石正夫、前田敏道、和田由華、松尾優子 計4人
	警察署	署長、次長兼警務課長、会計課長、刑事生活安全課長、地域交通課長、警備課長、警務係長、会務係員 計8人
議題	1 警察業務の推進状況 2 令和元年度のうそ電話詐欺の発生状況と被害防止対策(協議)	
<p><b>1 会長挨拶</b></p> <p>本日は、お忙しい中お集まりいただき、御礼を申し上げます。</p> <p>今年の秋は、東日本を襲った3つの台風によって、多くの方々が被災された。今もって1都9県で約100の避難所が設置され、約2,800人が避難されている。亡くなった方々には心からお悔やみを申し上げたい。また、被災された皆様方の、1日も早い復興をお祈り申し上げたいと思う。</p> <p>さて、ここ最近、新聞を開く度に詐欺被害に遭ったという内容や、不審な電話がかかってきたという記事を多く見掛ける。今日は、どのようにしたら詐欺が防げるのか、委員の意見を聴きながら会議を進めたいので、忌憚のない意見をお願いします。</p> <p><b>2 署長挨拶</b> (省略)</p> <p><b>3 署長業務説明</b></p> <p>平成31年1月～令和元年10月の業務推進状況について、以下の項目に沿って説明した。</p> <p>(1) 警務課・会計課関係業務</p> <p>ア 警察安全相談 イ 広報活動 ウ 遺失物・拾得物</p> <p>(2) 地域・交通課関係業務</p> <p>ア 110番受理状況 イ トータルリスボンスタイム状況 ウ 交通事故発生状況 エ 交通指導取締り状況</p>		

(3) 刑事・生活安全課関係業務

ア 全刑法犯認知・検挙件数、検挙人員

イ 特別法犯検挙件数、検挙人員

4 第2回小串警察署協議会における質疑への回答、説明

(地域交通課長)

○ 松谷橋の横断歩道等の設置要望

平成30年7月に信号機及び横断歩道設置の要望がなされており、県警本部に報告をしているが、結論から言うと、交通量等から勘案して横断歩道と信号機の設置は基準を満たしていないことから、実現は難しいとの回答を得ている。

なお、道路を管理する県の土木部の方で、できる限りの利便性を考え、破線等により表示を行っているとの回答を得ている。

○ 豊洋中学校付近に設置してあるカーブミラーのくもり

地区を管轄する駐在所勤務員とともに、カーブミラーを磨いたが、カーブミラーの鏡面が経年劣化によってざらついているため、磨いても効果が無いことが判明した。これに関しては、豊浦総合支所の建築係に対して地区住民から新規の設置又は改善要望があることを申し入れている。

5 協議～令和元年度のうち電話詐欺の発生状況と被害防止対策

うそ電話詐欺の種類と内容を解説した上で、平成30年中の山口県内におけるうそ電話詐欺の発生状況、令和元年10月末までの山口県内における認知状況、手口及び検挙状況、小串警察署の各種取組を説明した。

6 諮問事項に関する質疑応答

(次長)

現在、警察では、うそ電話詐欺の被害防止を最重要課題として取り組んでいる一方で、いろいろな手口が増えている現状にある。家族間のこまめな連絡や、録音機付きの電話機の設置等、いろいろな対策があるが、こんなことをやってみてはどうか、こんな話を聞いたことがあるなどの御意見をお願いしたい。

先般、警察署協議会会長会議において、五つの協議会の取組が発表され、その際、美祢警察署協議会のうそ電話詐欺被害防止の取組が紹介された。社会福祉協議会(以下、社協とする。)が作成する「社協だより」に、駐在所夫人が書いたイラスト入り防犯広報チラシを掲載してもらい、分かりやすく広報しているとの発表があった。

このように、警察だけでなく、いろいろな機関とともに詐欺被害防止の方策を検討することが効果的であると考えている。

(委員)

実際に送られてきた「詐欺のはがき」に書かれていた内容は、裁判所から送付されたような内容となっており、高齢者が見たら思わず電話をかけることがあるようだ。

高齢者の詐欺被害を防止するため、美祢市社協との連携を参考として、我々の地区でも実践してはどうか。

**(委員)**

地元の社協では、年に4回広報紙を発行している。何か事件があれば掲載することもできるが、紙面の都合上、負担も大きく、通常、掲載は難しいと思う。

月に一度、老人会の食事会があるので、そのときに気になることを紹介させていただくとともに、駐在所の人に来てもらい、そこで広報をお願いしたい。

平均年齢が80歳くらいの方々なので、話は30分程度が望ましいと思う。

**(署長)**

警察本部の中に、犯罪被害防止の広報啓発活動を行っている犯罪被害防止アドバイザーがいるので、講習等の要望があれば、その旨を伝える。

**(刑事生活安全課長)**

前もって事情を説明すれば、講習時間は考慮してもらえと思う。

**(委員)**

老人会等の協力をいただき、人が集まる機会を設けることができれば、情報提供したいと思う。

他にも、必要に応じて地元の寸劇をするところに依頼して詐欺被害防止がテーマの寸劇を披露したら効果的だと感じるし、どこの地域の社協でも食事会があるので、そこで広報したり、駐在所の人に来てもらって情報提供・情報共有の場になっていたら良いと思う。

**(次長)**

今年の初めに川棚の公民館で社協の大会があった際は、川棚駐在所の勤務員等が詐欺被害防止の寸劇をした。

寸劇ならば、より効果的に記憶に留めることができそうである。いろいろな機会を通じてこれを利用したいと考えている。

**(委員)**

地元の会合では私もいろいろと情報を伝え、警察も地道に広報されているが、表には出ないだけで、中には何人かがだまされているのかなという印象である。

やはり地域の人自らが、「だまされないように気を付けよう。」と用心しないといけない。大多数の人は、「自分はだまされない。」と考えて生活していると思うが、それが危ない。時々、漁協にもLEDの電球を替えないかというセールスがある。言葉巧みに話をするので、会話が上手だなと感心してしまう。不意に電話を受けると詐欺と気付かず、だまされる人がいても無理はないと思う。繰り返し情報を発信するしかないと思う。

**(次長)**

「私はだまされない。」と言う人が、案外だまされるものである。

情報共有が大切なので、警察からも適宜情報発信したい。

**(委員)**

以前、親が、NTTを名乗る者からの電話を受け、「ネットの回線料金を払っていない。」と言われたらしい。私は帰宅後にその話を聞いたが、そもそも私の自宅にはネットの回線を設置しておらず、かかった電話は詐欺だったのではないかという話になった。それ以降、親には、自身の知らない人から電話があった場合は、身内が不

在であることを理由に電話を切るよう強く言い聞かせている。

**(次長)**

高齢者が自宅に一人である場合、電話に対応して相手の話を素直に聞いているうちに、だまされたということもある。かかった電話に対しては、「家には若い者がいないので分からない。」と言って一旦電話を切断し、家族や警察に相談をしてもらうことが肝要である。だまされた結果、一度でもお金を払ってしまうと、そのことを誰にも言い出せなくなってしまう。自分が理解できない内容の電話には、まず初めに断る、そして早めに電話を切断する。このことが詐欺被害防止の最善策といえる。N T Tや中国電力といった実在する会社の名前が話の中に出ると、つい相手が本物であると勘違いしがちになる。そういった話があれば、ためらうことなく家族や近所と情報交換をしていただきたい。

**(委員)**

近所に住む方の携帯電話に詐欺のような内容の電話が来て、「すぐに電話をください。」と言われたらしい。その時に私は、「絶対に相手へ電話をしてはいけない。」と伝えた。はがきの場合や、家に電話がかかったときは、改めてかけなおすなど、自分の側に時間の猶予があるが、携帯電話に直にかかった場合は、思わずかけなおしてしまうという恐ろしさがある。私の携帯電話にも、ある銀行名やAmazonを名乗るところから「個人情報の不具合が生じた。」等々の連絡が入ってくることもある。後刻、連絡先の電話番号をネットで調べたら、詐欺の電話番号だったと分かることがある。携帯電話に電話があれば、思わず応答せずにはいられない衝動に駆られる。携帯電話を持つことは便利であるが、反面、恐ろしいことだと感じている。

**(次長)**

相手はもっともらしいことを言って、こちらをだまそうと仕掛けてくる。全く心当たりがないような内容の電話もある一方で、Amazonなどで買い物をした経験のある人が、相手から「Amazonです。」という連絡を受けた場合、相手の話をそのまま信じてしまう可能性もある。相手はいろいろな手口を考えているので、各人が単独で判断することのないように気を付けなければならない。

**(刑事生活安全課長)**

少し前から横行している、ネットバンキングを利用した不正送金事案を紹介する。この事案は、特定の金融機関に被害が集中して発生した。犯人側が、ネットやサイトの仕組みを熟知した上で、一般の人が引っ掛かりやすいようなサイトを立ち上げ、アクセスした者のパスワード等の情報を盗み取って、銀行口座を乗っ取り、お金を他口座に送金する手口である。

一時期多かった事例は、N T Tドコモのdアカウントを利用した詐欺被害である。「通話料がとて高くなっているの、連絡がほしい。」といった内容のメールを送り付け、アクセスした者がメールの内容に従って操作をしてしまうことで、dアカウントの情報を盗み取られるという流れである。その結果、dアカウント利用者の決済情報が通販サイトで使用され、商品をだまし取られてしまうという事案である。その当時、N T Tドコモは、dアカウント利用者に対して「補償はしない」という方針だったが、あまりにも被害件数が多いために方針転換したという経緯があった。

そのような被害を避けるためには、着信拒否設定の一つである、自分が許可した人のみ連絡を受け付ける「ホワイトリスト方式」が有効であるので、高齢者にはお勧めしたい。「ブラックリスト方式」の場合は、相手の番号が分かった時点での登録・着信拒否となるために、対策が後手にまわるおそれがある。ホワイトリスト方式にすれば、随分と被害が減らせるのではないかと考えている。

**(署長)**

うそ電話詐欺の犯人検挙のための施策の一つである「だまされた振り作戦」の概要を説明する。

犯人側から「カードやお金を受け取りに行く。」といった連絡を受けた時点で「これは詐欺だ。」と分かったとする。まず警察に通報していただき、通報された方は、自身が犯人に「だまされた」ことを認識した上でだまされた振りをする。

犯人が自宅に受け取りに来る「手交型」の場合は、自宅に警察官を待機させ、自宅に来た時点で現行犯逮捕する。

関東地方などに向けて「お金を送れ。」と指示される「送付型」の場合は、送付先となっている場所に捜査員が待機し、送付されたお金を受け取った者を現行犯逮捕するというものである。

警察本部には、山口県以外の広域で活動する専門の捜査員が在籍しているので、皆さんが犯人側から連絡を受け、「これは詐欺だ。」と分かった場合に警察の捜査に協力していただけるといふ話があれば、是非一報していただきたい。

**(次長)**

こういった事件の検挙には、皆さんの協力が非常に重要となる。何卒ご理解を賜りたいと思う。

**7 意見・要望**

**(委員)**

12月に入ったら、パトカーによるパトロールをお願いしたい。

**(次長)**

毎年12月は、年末年始の特別警戒を実施中なので、期待に沿えるよう全署員で対応させていただく。

**8 次回開催予定**

令和元年度第4回小串警察署協議会の開催予定は、令和2年2月頃とする。

**9 配付資料**

令和元年度第3回協議会資料（警察署作成）